

館山市公告第 2 6 7 号

館山市高齢者等配食サービス事業委託について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

館山市長 金 丸 謙 一

記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 事 業 名 館山市高齢者等配食サービス事業
- (2) 事業概要 利用者へ市が決定した曜日に昼食を調理し、届けるとともに安否確認を行う。
- (3) 場 所 館山市内一円
- (4) 契約方法 1 食あたり (配達料等込) の単価契約
- (5) 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 3 1 日 (2 年間)

2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。
なお、応募者が、契約までの間に、以下の要件を 1 以上満たさなくなった場合は、その参加権を失うものとする。

- (1) 応募者が館山市入札参加適格者名簿に登載されていること。
なお、当該名簿に未登録の者にあつては、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への登載に代えることができる。
 - ア 法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 国税の納税証明書 (法人 その 3 の 3)
 - エ 千葉県税の納税証明書 (納税証明書その 2)
 - オ 館山市税の完納証明書
 - カ 財務諸表
- (2) 市内において事業所等を設け、事業を行っている者
- (3) 献立の作成及び調理に携わる管理栄養士又は栄養士の指導を受ける体制が取れる者
- (4) 「館山市高齢者等配食サービス事業委託仕様書」の内容のとおり業務が遂行できる者
- (5) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (6) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

- イ 対象事業の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (7) この公告の日から契約締結までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- 3 企画提案説明会開催日時
令和3年2月19日（金）
- 4 企画提案説明会開催場所
館山市役所 本館2階会議室
- 5 申込期間
令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで
午前9時から午後5時（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
ただし、令和3年1月25日（月）は正午までとする。
- 6 プロポーザル参加を希望する際の提出書類等について
詳細は、「館山市高齢者等配食サービス事業委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「要領」という。）を参照すること。
- 7 申込場所
館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係へ前項に記載した書類を**持参すること。**（**郵送は不可**）
- 8 その他（注意事項等）
- (1) 要領及び申請書の配布
令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで
館山市役所ホームページ「入札・契約について / 入札情報」
<http://www.city.tateyama.chiba.jp/kankei/page000572.html>
からダウンロードすること。
- (2) 参加資格の審査結果の通知
令和3年2月1日（月）までにFAXにて通知する。
通知のあった場合は、企画提案説明会前及び当日に必要な書類等を用意すること。 詳細は、要領を参照すること。
- (3) 問合せ先
館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係
電話0470-22-3487（直通）